

平成 29 年度第 2 回福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会資料

障害福祉サービス事業者等の
情報公表制度について

平成 30 年 3 月 19 日・20 日
福岡市障がい者在宅支援課

目 次

1 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について（出典：社会福祉審議会障害者部会（第88回H29.12.11）資料3）

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

①趣旨・目的	2
②実施主体	3
③公表対象となる事業者	3
④報告・公表事項	4
⑤事業者における障害福祉サービス等情報報告の手続き	5
⑥都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き	5
⑦公表までのスケジュール	6
⑧福祉サービス情報公表システムの概要	7
⑨障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について	8～11

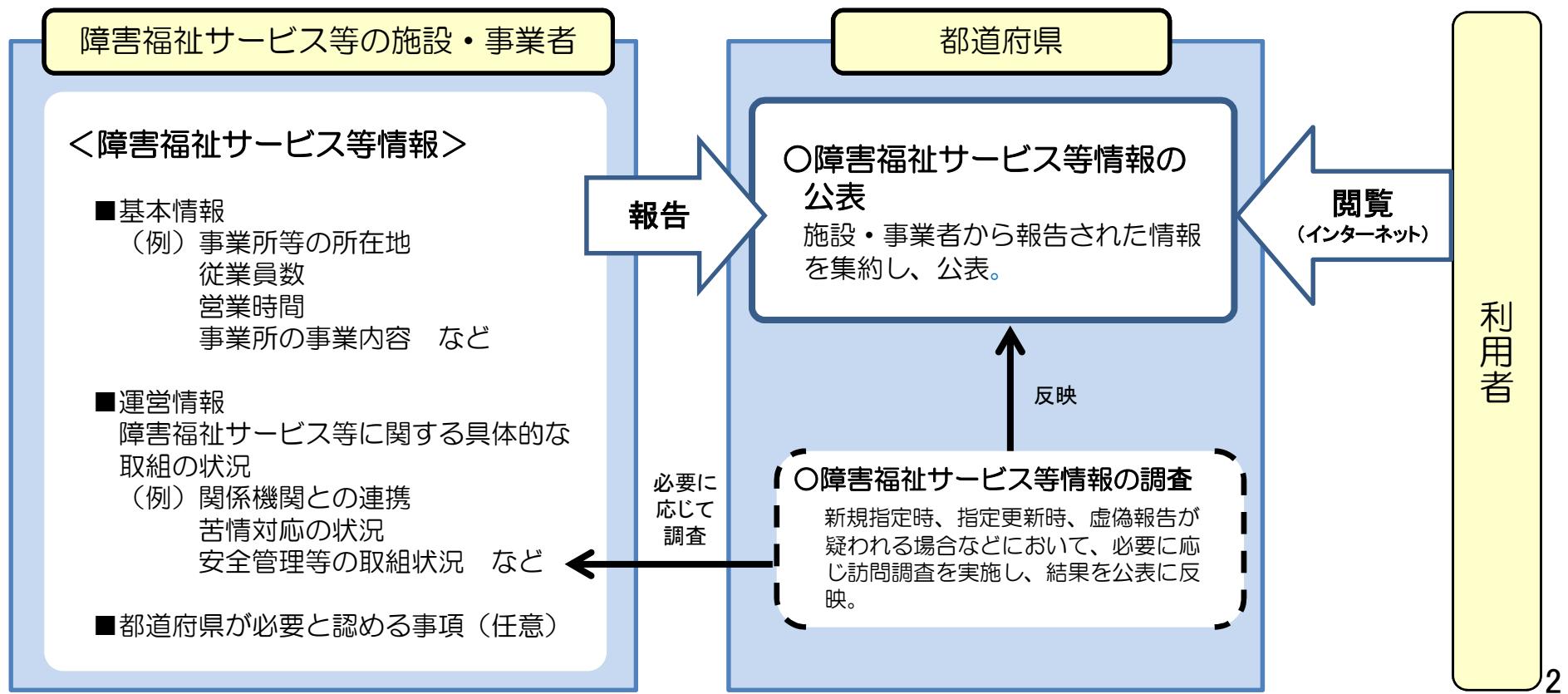
2 今後の具体的な事務処理手順について

(1) 福岡市において	12
(2) 今後の作業手順	13
(3) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度業務フロー	14

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする（平成30年4月施行）。



2. 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市を実施主体とする。

※1 指定相談支援及び指定障害児相談支援事業者情報については、市区町村(指定都市、中核市を除く)分も、都道府県が公表を行う。

※2 指定障害児入所施設等及び指定障害児通所支援事業者情報については、中核市分も、都道府県が公表を行う。ただし、児童相談所設置市については、指定障害児入所施設等、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援事業者情報の公表を行う。

		都道府県	指定都市	中核市
サービス 障害者	指定障害福祉サービス	○	○	○
	指定障害者支援施設	○	○	○
	指定地域相談支援	○	○	○
	指定計画相談支援	○(※1)	○	○
サービス 障害児	指定障害児入所施設等	○	○	×(※2)
	指定障害児通所支援	○	○	×(※2)
	指定障害児相談支援	○(※1)	○	○

3. 公表対象となる事業者

- ① 下記に記載のサービス(基準該当サービスは除く)の指定を受けている事業者。
- ② 当年度中に下記に記載のサービスについて、新規に指定を受けてサービスを提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

4. 報告・公表事項

- 報告・公表事項については、利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進に資する情報とし、厚生労働省令等で定める。
- 報告・公表事項には大きく「①基本情報」、「②運営情報」から構成。
「①基本情報」は、法人・事業所等の所在地、電話番号、従業者数、サービスの内容等の基本的な情報。
「②運営情報」は、利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、適切な事業運営・管理の体制等の障害福祉サービス等の運営に関する情報。

※ 報告・公表事項の詳細については、別添を参照。

		主な報告・公表事項
①基本情報	法 人	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所等を運営する法人等に関する事項<ul style="list-style-type: none">・ 名称、所在地、代表者の氏名、設立年月日 等
	事業所等	<ul style="list-style-type: none">○ サービスを提供する事業所等に関する事項<ul style="list-style-type: none">・ 名称、所在地、管理者の氏名、事業開始年月日、利用交通手段、財務状況 等○ サービスに従事する従業者に関する事項<ul style="list-style-type: none">・ 従業者数、勤務形態、労働時間、経験年数 等○ サービスの内容に関する事項<ul style="list-style-type: none">・ 運営方針、サービスの内容、サービスの提供実績 等○ 利用料等に関する事項 など
②運営情報		<ul style="list-style-type: none">○ 利用者の権利擁護の取組○ サービスの質の確保の取組○ 相談・苦情等への対応○ サービスの評価、改善等の取組○ 外部の者等との連携○ 適切な事業運営・管理の体制○ 安全・衛生管理等の体制○ 情報の管理、個人情報保護等の取組○ その他(従業者の研修の状況等) など

5. 事業者における障害福祉サービス等情報の報告手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の報告時期

- ・ 指定障害福祉サービス等事業者(以下「事業者」という。)は、障害福祉サービス等の提供を開始しようとするとき及び毎年度各都道府県等において定める時点において、当該サービス等を提供する事業所・施設の所在地を管轄する都道府県等に対し、障害福祉サービス等事業所情報の報告を行う。

(2) 障害福祉サービス等情報の報告方法

- ・ 今般の情報公表制度の創設に当たっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスすることができるよう、全国一元的なシステムを整備する。
- ・ 具体的には、現在、独立行政法人福祉医療機構の総合情報サイト(WAMNET)上で展開されている「障害福祉サービス事業所情報検索システム」について、平成29年度中に障害福祉サービス等情報公表制度の内容に沿った改修を行い、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」を立ち上げる予定。
- ・ 事業者は、原則、当該システムを通じ障害福祉サービス等情報を入力し、都道府県等へ報告する。

※ 平成30年4月から報告の受付開始予定。

6. 都道府県等における障害福祉サービス等情報の公表手続き

(1) 障害福祉サービス等情報の公表時期

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、速やかに公表するものとする。
- ※ ただし、平成30年度については、原則として平成30年9月に全国一斉に公表することを想定。

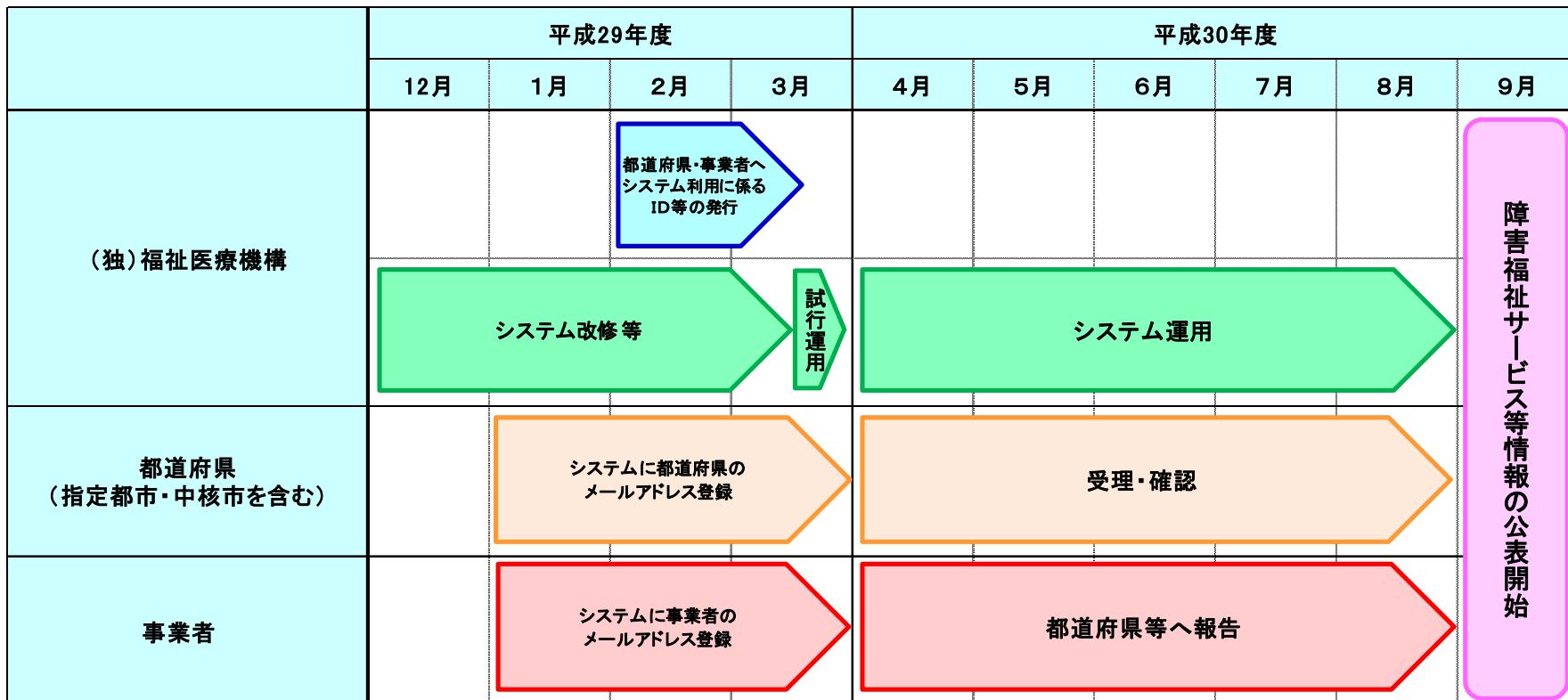
(2) 障害福祉サービス等情報の公表方法

- ・ 都道府県等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報について、「障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)」上で受理・確認し、当該システムにより公表する。
- ※ なお、事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等においては、必要に応じて訪問調査を実施し、結果を公表する。

【障害福祉サービス等情報公表制度の施行に伴う都道府県等における具体的業務の例】

- ・ 情報公表制度の周知
- ・ システムを通じて、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の、受理、確認及び公表作業
- ・ 事業者からの疑義照会
- ・ 事業者への報告依頼、督促等
- ・ 事業者からの報告内容に、虚偽報告が疑われる場合等における調査(調査結果に基づく改善命令、命令に従わない場合の指定取消) 等

7. 障害福祉サービス等情報の公表までのスケジュール(案)



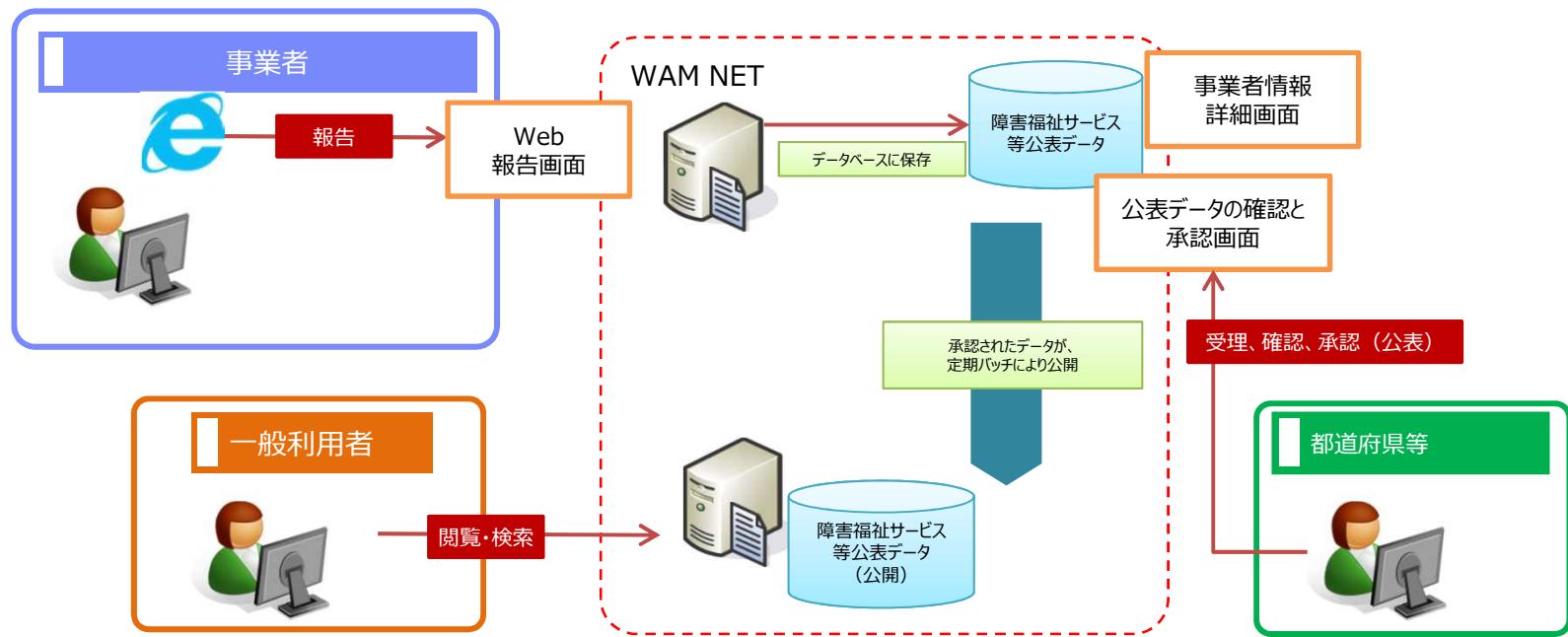
※ スケジュールについては、今後変更がありうる。

【参考】障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)の概要

- 障害福祉サービス等情報の公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、全国一律のシステムを構築し、インターネット上で全国の施設・事業所における障害福祉サービス等情報が閲覧・検索できるようにする。
- また、事業者による障害福祉サービス等情報の都道府県知事等への報告、各都道府県等における当該報告の受理、確認及び公表についても、当該システムを通じて行う。

情報公表システムによる報告・公表までの処理フロー

- ① 事業者は、障害福祉サービス等情報を、本システムへWeb登録画面より報告する。
- ② 報告された障害福祉サービス等情報は、サーバ上で公表データとしてデータベースに保存される。
- ③ 都道府県等担当は、本システムを利用し、事業者から報告された公表データを受理・確認し、承認する。承認された公表データは、公開用データベース上で公開され、インターネットにおいて一般利用者が閲覧・検索できる。



障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項(案)について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)	
別表第一		
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地 	
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>所在地</td></tr> </table> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者</p> <p>サービス別の項目</p>	所在地
所在地		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項		3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
<p>イ 職種別の従業者の数 ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p>		<p>職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無
<p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p>		<p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数
<p>ニ 従業者の健康診断の実施状況 ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p>		<p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援助従業者養成研修課程の修了者数
<p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>		<p>サービス別の項目</p>
四 サービスの内容に関する事項		4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
<p>イ 事業所等の運営に関する方針 ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>		<p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・利用実人員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績		障害福祉サービス等の利用者への提供実績 ・利用者の人数(区分別)
二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況		利用者等からの苦情に対する窓口等の状況 ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況
ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項		障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み ・損害賠償保険の加入状況
ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等		障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等 ・その内容
ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等		利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等 ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目
五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項		5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
		障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用 ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
六 その他都道府県知事が必要と認める事項		
別表第二		
第一 サービスの内容に関する事項 <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ハ 利用者等に対する利用料等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>二 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>三 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>四 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>イ 相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>イ 相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>ロ 主治の医師等との連携の状況</p>		
運用情報 <p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・利用者等に対する利用料等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <p>・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>・サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>・相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>・主治の医師等との連携の状況</p>		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則		障害福祉サービス等情報公表システム(仮称)
第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項		(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ロ 計画的な事業運営のための取組の状況 ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況 		適切な事業運営の確保のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況 ・計画的な事業運営のための取組の状況 ・事業運営の透明性の確保のための取組の状況 ・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 		事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況 ・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況 ・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 		安全管理及び衛生管理のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況 ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況 		情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護の確保のための取組の状況 ・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況 		障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況 ・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況 ・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項		

2 今後の具体的な事務処理手順について

(1) 福岡市において

① 実施主体は

福岡市が指定している障害福祉サービス、障害児サービスは、すべて福岡市が実施主体となります。
担当課は以下の通りです。

サービス種別	担当課
障害福祉サービス	保健福祉局障がい者在宅支援課 保健福祉局障がい者施設支援課
障害児サービス	こども未来局こども発達支援課

② 公表対象となる事業者は

福岡市から P. 3 に記載するサービスの指定を受けている事業者。

3 今後の作業手順

平成 30 年 3 月 福岡市→（独）福祉医療機構へ事業者・事業者の基本情報の報告

- ・事業者の名称、住所等の基本情報とメールアドレスを提供している。

※運営法人のメールアドレスは適宜更新されていない可能性があるため、事業所のアドレスを提供している。

平成 30 年 4 月 （独）福祉医療機構→事業者

- ・情報公表システムから各事業者にログイン ID 等を配布

※福岡市が福祉医療機構に提供した事業所のアドレスに送付される予定。

※ログイン ID は、実施主体別に付与される。福岡市と春日市に事業所がある事業者の場合、福岡市用の ID と福岡県用の ID の 2 つが付与される。

平成 30 年 4 月～8 月 事業所の詳細情報の入力・報告（事業者→福岡市）、承認（福岡市→事業者）

- ・各事業者が、付与されたログイン ID・パスワードを用いてシステムにログインし、事業所の詳細情報を入力した上で、福岡市に報告

- ・福岡市は、報告内容を確認し、システム上の承認を行うまたは修正の必要があれば差し戻しを行う。

※ID 等は、福岡市用として事業者に 1 つしか付与されないため、A 事業所と B 事業所がそれぞれの事業所で入力する場合は同じ ID を A 事業所、B 事業所で共有すること。

平成 30 年 9 月 初回公表（福祉医療機構→事業者）

- ・WAMNET に福岡市が承認した事業所情報が公表される（事業者は情報公表システムから承認通知を受領）
- ・9 月以降は、随時更新

※このタイミングで、現在、福祉医療機構が運営する WAMNET のコンテンツ「障害福祉サービス事業所検索システム」は、廃止される。

(参考) 平成30年4月以降における障害福祉サービス等情報公表制度 業務フロー

別添資料2

